

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体公募要領

農林水産省生産局長通知	
制 定	平成 28 年 1 月 18 日付け 27 生畜第 2389 号
改 正	平成 28 年 9 月 2 日付け 28 生畜第 967 号
改 正	平成 29 年 12 月 26 日付け 29 生畜第 1696 号
改 正	平成 31 年 1 月 7 日付け 30 生畜第 1251 号
改 正	令和 2 年 1 月 7 日付け元生畜第 1435 号
改 正	令和 2 年 12 月 23 日付け 2 生畜第 1518 号
改 正	令和 3 年 12 月 2 日付け 3 畜産第 1179 号
改 正	令和 4 年 11 月 18 日付け 4 畜産第 1746 号
改 正	令和 5 年 11 月 16 日付け 5 畜産第 1777 号
改 正	令和 6 年 12 月 5 日付け 6 畜産第 2371 号
改 正	令和 7 年 12 月 8 日付け 7 畜産第 2034 号

第 1 総則

畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（以下「基金事業」という。）の基金管理団体の公募については、この要領の定めるところによる。

なお、本事業の公募の実施は、令和 7 年度補正予算の成立を前提として行うため、今後変更があり得る。

第 2 目的

我が国の畜産・酪農は、TPP11 協定、日 EU 経済連携協定、日米貿易協定及び RCEP 協定が発効されるなど、新たな国際環境の下で収益力や生産基盤の強化を図っていく状況に置かれている。

TPP 等の効果を最大限に發揮するために改訂された「総合的な TPP 等関連政策大綱」（令和 2 年 12 月 8 日 TPP 等総合対策本部決定）においては、農林水産業の体质強化対策のひとつとして「畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトの推進」が位置付けられ、その中で「畜産クラスター事業による中小・家族経営や経営継承の支援などの拡充」を図るとともに、「肉用牛・酪農経営の増頭・増産を図る生産基盤の強化を推進」することとされた。

また、新たな食料・農業・農村基本計画（令和 7 年 4 月 11 日閣議決定）においては、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応し、また、短期的な食料・農業・農村に係る課題の発生等があっても対応し得る構造にするため、農業の構造転換を集中的に推し進めることとされた。

これらの背景を踏まえ、本事業では、改訂された「TPP 等関連政策大綱」に則して畜産・酪農収益力強化総合プロジェクトを推進していくため、畜産農家を始めとする関係者が連携する畜産クラスターの仕組みの活用等により、生産コストの削

減、規模拡大、外部支援組織の活用、新規就農及び経営基盤継承の推進、肉用牛及び乳用牛の増頭の奨励、繁殖雌牛の更新の奨励等、地域一体となって行う取組を支援する。

加えて、新たな食料・農業・農村基本計画に即して、我が国の畜産・酪農の構造転換を図るため、畜産クラスターの仕組みの活用により、地域一体となって行う畜産・酪農の持続性及び社会的価値の向上に資する取組を支援するとともに、酪農・肉用牛経営の生産基盤の強化に向け、スマート農業の推進及び過重となっている労働時間の削減を加速化し、計画的に省力化・生産性向上を進めるため、中小・家族経営の酪農・肉用牛経営へのＩＣＴ等の新技術を活用した省力化機器の導入を支援する。

第3 基金管理団体の業務

本事業における基金管理団体の業務の内容は、別表に定めるとおりとする。

第4 応募団体の要件

本事業への応募者（以下「応募団体」という。）は、日本国内に所在する民間団体等（民間企業、一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、協同組合、特殊法人、認可法人、独立行政法人等をいう。）であって、別表に定める応募団体の要件に該当するものとする。

第5 補助対象経費の範囲

1 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、本事業の実施に直接必要な経費及び成果の取りまとめに必要な経費のうち、別表に定める経費とする。

2 申請することができない経費

- (1) 本事業の事業実施期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (2) 補助対象経費に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）

第6 補助率

補助率は、別表に定めるとおりとする。

第7 応募方法等

1 応募書の作成及び提出

「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体応募書」（別記様式1）及び「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業（収益性向上タイプ、持続性向上タイプ）」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（全国推進事業）」、「畜産経営体質強化資金対策事業」、

「ＩＣＴ化等機械装置等導入事業」のいずれか又は全部に係る応募補足書（別記様式2）を作成し、2の（1）の提出期間内に2の（2）の提出先に提出することとする。

2 応募方法

提出期間及び提出先（問合せ先）は、次のとおりとする。

（1）提出期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月8日（木）12時まで（必着）

（2）提出先・問合せ先

提出先：〒100-8950 東京都千代田区霞が関1-2-1

農林水産省畜産局企画課 宛て

問合せ先：同上

T E L : 03-3502-8111（内線4893）

03-3501-1083（直通）

F A X : 03-3502-0873

ただし、問合せについては、月曜日から金曜日までの午前9時30分から午後5時00分まで（正午から午後1時までを除く。）受け付けるものとする。

（3）提出書類

ア 「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理団体応募書」

イ 「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち機械導入事業（収益性向上タイプ、持続性向上タイプ）」、「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業のうち調査・実証・推進事業（全国推進事業）」、「畜産経営体质強化資金対策事業」、「ＩＣＴ化等機械装置等導入事業」のいずれか又は全部に係る応募補足書

ウ 民間団体経歴（概要）、民間団体定款（又は規約）など応募団体の活動（新規に設立する応募団体にあっては、設立趣意書及び事業計画見込み）が分かる資料

エ 応募団体（新規に設立する応募団体にあっては、その構成員）の過去3年分の総会資料（財務諸表等の添付資料）

オ 環境負荷低減に取り組む旨のチェックシート（様式等は以下を参照）

URL:<https://www.maff.go.jp/j/kanbo/kankyo/seisaku/midori/attach/pdf/kurokon-54.pdf>

を提出することとする。

なお、提出書類は返却しない。また、機密保持には十分に配慮するものとする。

（4）注意事項

ア 応募書類の提出は、原則として郵送、宅配便（バイク便を含む。）又は電子メールによることとし、やむを得ない場合には、持参も可とするが、F A Xによる提出は受け付けない。

イ 応募書類を郵送により提出する場合には、簡易書留、配達記録等、配達されたことを証明することができる方法によることとする。また、余裕を持って投

かんするなど、提出期間内に必着することとする。

ウ 応募書類を電子メールにより提出する場合には、問合せ先に送付先アドレスを確認の上、件名を「畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業公募申請書類（応募者名）」とし、本文に「連絡先」と「担当者名」を必ず記載し、送付することとする。

なお、添付するファイルは、1電子メール当たり7MB以下とし、7MBを超える場合は、複数のメールに分けて送信するものとする。（その場合、件名の応募者名を「応募者名・その○（○は連番）」とする。）

また、電子メール送付後に問合せ先に連絡し、メールが届いていることを必ず確認することとする。

エ 提出期間内に到着しなかった応募書類は、いかなる理由があろうと無効とする。また、応募書類に不備等がある場合には、審査対象とはならないので、この要領を熟読の上、不備等がないように作成することとする。

オ 応募書類の差替えは、原則として不可とする。

カ 応募書類は文書作成ソフトを用いて作成することとする。

第8 基金管理団体の審査

1 審査の方法

基金管理団体の採択については、農林水産省畜産局企画課（以下「企画課」という。）において応募要件に該当する旨を確認した後、申請内容を審査するが、審査に当たっては、別に定める選定審査委員会において2の審査の観点に基づき実施するものとする。

具体的には、企画課において、申請者から提出された応募書類の内容について書類審査及び必要に応じてヒアリング審査を行い、選定審査委員会の意見を踏まえ、それらの審査結果を基に優秀と認められる応募団体を選定し、採択するものとする。

審査は非公開で行う。また、選定審査委員会の委員は、委員として取得した一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた後においても第三者に漏えいしないこと、善良な管理者の注意義務をもって情報を管理すること等の秘密保持を遵守することが義務付けられている。

なお、審査の過程は応募団体に通知しないものとし、問合せにも応じないものとする。

2 審査の観点等

審査の項目及び観点は、次のとおりとする。

審査の項目	審査の観点
事業遂行体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none">事業（基金の管理）を遂行するために必要な体制（人員、事務処理体制及び管理体制）を有しているか。事業（基金の管理）を的確に遂行するために、団体代表者に十分な管理能力があるか。

事業対象に係る知見	<ul style="list-style-type: none"> 畜産に関する知見（生産、経営等の多岐にわたるもののが望ましい。）を有しているか。
事業対象に係る業務の経験	<ul style="list-style-type: none"> 畜産に係る事業について、事業の審査及び指導監督を行った経験を有しているか。
基金管理団体が自ら行う事業の審査能力の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 基金管理団体が自ら事業実施主体として行う事業に係る助成に関して、的確な審査（助成対象、畜産クラスター協議会の事業、事業実施計画の内容等）を行える能力を有しているか。
基金管理体制の妥当性	<ul style="list-style-type: none"> 多額の資金を基金として積み立てることから、責任を持って基金を管理する体制を有しているか。 決算時において借入金がない等、財務状況が健全な団体であるか。

3 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、決定後速やかに応募団体に対して通知するものとする。

審査結果の通知については、基金管理団体の候補者となった旨を通知するものであり、別途、必要な手続を経て、正式に補助金の交付決定が行われることとなる。

採択された基金管理団体については、農林水産省のホームページで公表する。

第9 事業の実施

採択の決定後、必要な手続を経て、速やかに基金造成を行うこととする。

本事業は、令和7年度補正予算の成立後に施行する畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付等要綱及び畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領に従って行うものとし、実施中の事業については、改正前の交付等要綱等に基づき実施する。

附 則

1 この通知は、令和7年12月8日から施行する。